

おだわら成年後見制度利用促進指針（素案）について

1 概要

(1) 指針策定の背景

認知症等があることにより、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていない状況があります。そのため、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28（2016）年 5 月に施行されました。同法律において、市町村の講ずる措置等が規定され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

このような中、本市においても、今後、成年後見制度の利用が必要となる人の増加が見込まれ、そうした人への支援や制度の理解を進める対応が更に必要になることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を整理し、総合的かつ計画的に推進するため、「おだわら成年後見制度利用促進指針」を策定します。

(2) 指針の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画に位置づけるとともに、「小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「おだわら高齢者福祉介護計画」「おだわら障がい者基本計画」等と調和を図りながら推進します。

(3) 基本理念

誰もが権利を守られ 自分らしく安心して暮らし続けることを 地域で支え合うまち

市民・法律専門職・関係機関・行政等が連携して成年後見制度の利用促進に取り組むことにより、誰もが自身の権利と利益が守られ、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域での支え合いを促進し、地域共生社会の実現を目指していきます。

(4) 基本目標

- ① 制度の理解を深め、利用促進につなげる
- ② 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う
- ③ 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

(5) 利用促進に向けた取組（施策の展開）

① 成年後見制度の理解の促進

- ・ 市民、地域の支援者、関係機関等を対象とした普及啓発活動
- ・ 普及啓発ツールの作成・活用

② 相談支援体制の充実

- ・ 相談窓口の整備
- ・ 法律専門職等による専門相談体制の構築

③ 地域連携ネットワークの構築

- ・ チームによる対応
- ・ (仮称) 地域連携ネットワーク会議の設置
- ・ 地域連携ネットワークを活かした支援

④ 市民後見人の養成・支援

- ・ 市民後見人の養成
- ・ 市民後見人の資質向上に向けた継続的な支援

⑤ 制度を利用しやすい仕組みづくり

- ・ 後見人の支援
- ・ 適切な後見人等候補者を推薦するための仕組みづくり
- ・ 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- ・ 市長申立てと利用助成

⑥ 不正防止に向けた取組

(6) 推進体制

① 中核機関の設置・運営

- ・ 令和4年度までに中核機関を設置

② (仮称) 成年後見制度利用促進審議会の設置

- ・ 基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況等を調査審議

2 策定年月日

令和3年3月予定